

大阪市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民等への情報提供及び啓発に関する事項
- (2) 庁内及び関係機関との連絡体制に関する事項
- (3) 感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型インフルエンザ等に関する事項

(組 織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 大阪市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）第2条4項に定める必要な職員は別表第1に掲げる職にある者とする。

(運 営)

第4条 本部長は本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の時はあらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 副本部長が不在の時は危機管理監がその職務を代理する。

(謝 礼)

- 第5条 条例第3条2項により、意見を求めた時は出席者に対する謝礼を払うことができる。
- 2 出席者の謝礼は非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支給する。

(費用弁償)

第6条 出席者の費用弁償は非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支給する。

(幹事会)

第7条 新型インフルエンザ等対策に係る連絡調整のため幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者及び市長が特に指名する者をもって構成する。

(対策本部等の庶務)

第8条 対策本部及び幹事会の庶務は危機管理室及び健康局が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

副首都推進局長
市政改革室長
デジタル統括室長
総務局長
都市交通局長
北区長
都島区長
福島区長
此花区長
中央区長
西区長
港区長
大正区長
天王寺区長
浪速区長
西淀川区長
淀川区長
東淀川区長
東成区長
生野区長
旭区長
城東区長
鶴見区長
阿倍野区長
住之江区長
住吉区長
東住吉区長
平野区長
西成区長
政策企画室長
危機管理監
経済戦略局長
中央卸売市場長
万博推進局長
市民局長

財政局長
契約管財局長
計画調整局長
福祉局長
健康局長
健康局首席医務監
こども青少年局長
環境局長
都市整備局長
建設局長
大阪港湾局長
会計室長
消防局長
水道局長
教育長
行政委員会事務局長
市会事務局長

別表 2

副首都推進局総務担当課長
市政改革室総務担当課長
デジタル統括室企画・総務担当課長
総務局行政部総務課長
総務局人事部人事課長
都市交通局総務担当課長
北区総務課長
都島区総務課長
福島区企画総務課長
此花区企画総務課長
中央区総務課長
西区総務課長
港区総務課長
大正区総務課長
天王寺区企画総務課長
浪速区総務課長
西淀川区総務課長
淀川区総務課長
東淀川区総務課長
東成区総務課長
生野区企画総務課長
旭区企画総務課長
城東区総務課長
鶴見区総務課長
阿倍野区総務課長
住之江区総務課長
住吉区総務課長
東住吉区総務課長
平野区総務課長
西成区総務課長
政策企画室秘書課長
危機管理室危機管理課長
危機管理室応急対策担当課長
経済戦略局企画総務部総務課長
中央卸売市場総務担当課長
万博推進局総務企画部総務課長
市民局総務部総務担当課長

財政局総務担当課長
契約管財局契約部総務担当課長
計画調整局企画振興部総務担当課長
福祉局総務部総務課長
健康局総務部総務課長
健康局保健所管理課長
健康局保健所感染症対策課長
こども青少年局企画部総務課長
環境局総務部総務課長
都市整備局総務部総務課長
建設局総務部総務課長
大阪港湾局総務部総務課長
会計室会計企画担当課長
消防局総務部総務課長
水道局総務部総務課長
教育委員会事務局総務部総務課長
行政委員会事務局総務課長
市会事務局総務担当課長